平成２３年（フ）第１３９９号
神戸市垂水区千鳥が丘３丁目24番81号
破産者　魚果菜家こと　脊戸川達矢
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８９号
兵庫県三田市乙原2393番地34、従前の住所大阪府豊中市若竹町１丁目６番６号
破産者　川上　徳子
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９１号
兵庫県宍粟市山崎町山崎405番地、開始決定時の住所兵庫県尼崎市塚口町１丁目18番地の12　パレ塚口町202号
破産者　辛川　美香（開始決定時の債務者名長谷川美香（旧姓辛川））
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５９８号
大阪市城東区永田３丁目５番20―202号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市塚口町１丁目18番地の12　パレ塚口町202号
破産者　長谷川裕樹
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７３４号
兵庫県尼崎市南七松町２丁目10番14号、前住所兵庫県尼崎市南七松町２丁目９番19号
破産者　岩本　光男
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８３５号
兵庫県西宮市北昭和町６番２号　北昭和町ハウス103号、前住所兵庫県尼崎市元浜町２丁目62番地
破産者　松原　久榮
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９９６号
大阪府大阪市西淀川区大和田６丁目５番19号ハイツオーキタ大和田403号室、開始決定時の住所兵庫県尼崎市立花町２丁目10番12号
破産者　山口　昭弘
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１４号
兵庫県西宮市北名次町13番16―204号
破産者　相原　榮二
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４８５号
奈良市左京３丁目23番地の25
破産者　サンハウス技研こと　林　　順一
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１７号
奈良県生駒市壱分町1234番地２　プランドールⅠ205
破産者　中尾　　薫
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４２４号
佐賀県佐賀市若楠３丁目１―16　藤原アパート103号、住民票上の住所佐賀県小城市三日月町長神田1168番地23
破産者　蒲原　清吾
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４４９号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田1820番地28
破産者　中村　美香
１　決定年月日　平成24年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２号
青森県八戸市大字田面木字上田面木52番地６
破産者　畑中　　悟
１　決定年月日　平成24年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第８８号
青森県十和田市大字相坂字白上247番地５
破産者　奥村奈於美
１　決定年月日　平成24年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第１０１号
岩手県北上市大堤東３丁目１番70号、前住所岩手県北上市鳩岡崎１地割15番地１
破産者　菊地　壽子
１　決定年月日　平成24年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第９４号
茨城県龍ケ崎市4766番地１　コーポ下村202号室
破産者　石川　麻美（旧姓柴田・猪俣）
１　決定年月日　平成24年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１４２６号
横浜市中区本牧原21番６―507号、開始決定時の住所横浜市戸塚区川上町415番地２　光の街301号
破産者　田中　康之
１　決定年月日　平成24年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４３６号
金沢市糸田新町18番７号
破産者　横川　嘉一
１　決定年月日　平成24年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５４４号
金沢市中村町24番30号　グリーンハイム12号室、従前の住所石川県白山市乾町146番地１、従前々の住所金沢市中橋町２番31号
破産者　岩倉工務店こと　岩倉　光男
１　決定年月日　平成24年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所